

## 民法の成年年齢の引下げについて

平成25年6月6日

法務省民事局

- 1 法務省における民法の成年年齢の引下げに関する検討状況について御説明いたします。

平成19年5月に成立し、公布がされました、いわゆる国民投票法の附則第3条の規定及び同年11月に開催された政府の「年齢条項の見直しに関する検討委員会」における決定を踏まえて、平成20年2月、法務大臣から法制審議会に対し、民法の成年年齢の引下げの当否等について諮問がされました。この諮問を受け、法制審議会に専門の部会である民法成年年齢部会が設置され、民法の成年年齢の引下げの当否等について調査審議が開始されました。

民法成年年齢部会においては、教育問題や消費者問題の専門家、若年者の研究をしている社会学者や発達心理学者等からの意見聴取が行われたほか、部会のメンバーが高校や大学に赴いて高校生、大学生との意見交換が行われました。また、平成20年12月には「成年年齢の引下げについての中間報告書」を取りまとめ、これをパブリック・コメントの手続に付して、国民の幅広い意見を聴取しながら検討が進められました。

そして、合計15回の調査審議の結果、平成21年7月、民法成年年齢部会において、「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」が取りまとめられました。

法制審議会の総会においては、部会の取りまとめた最終報告書を踏まえて、民法の成年年齢の引下げの当否等について、2回の審議が行われ、平成21年10月、法務大臣に対して答申がされました。

- 2 法制審議会の答申の内容を申し上げますと、答申は、「民法の定める成年年齢については、これを18歳に引き下げるのが適当であるが、現時点で成年年齢の引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としております。

その上で、「民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえて判断するのが相当である。」としております。

ちなみに、法制審議会における調査審議がされていた平成20年7月に行った世論調査によりますと、成年年齢を18歳に引き下げることに約8割の国民が反対している一方で、一定の環境整備が進めば成年年齢の引下げに賛成という者が6割を超えるという結果が出ております。

- 3 民法の成年年齢の引下げを行う場合の問題点を解決するための施策としては、まず第1に、消費者被害の拡大のおそれ等の問題点を解決する観点から、消費者庁による消費者行政の充実に向けた取組のほか、改訂がされた学習指導要領に基づく消費者教育、法教育、金融経済教育等の充実に向けた取組等が行われております。また、第2に、若年者の自立を援助する観点から、子ども・若者育成支援推進法に基づく若年者の総

合的な支援に向けた取組等がされています。もっとも、これらの関係施策の効果が実際に現れ、国民の間に浸透するのには、なおある程度の期間を要するものと考えられます。

法務省といたしましても、法制審議会の答申も踏まえて、法教育の充実に努めてきたところですが、引き続き、関係省庁とも連携を図りつつ、民法の成年年齢の引下げに必要な環境の整備に努めてまいりたいと考えております。